平成２１年（フ）第６２５号
大津市大石中１丁目２番７号
債務者　有限会社メディカルサポート
代表者代表取締役　鶴田　和志
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　真治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月26日午後１時15分
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６８号
三重県四日市市波木南台２丁目45番地
債務者　株式会社斎藤工務店
代表者代表取締役　斎藤　邦夫
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後１時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２１２号
兵庫県姫路市保城348番地１　レオパレス花の北109号
債務者　黒川　政秋
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成21年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月26日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７４号
鳥取県倉吉市堺町３丁目53番地
債務者　岡野　浩己
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１５０９号
神戸市北区中里町２丁目２番地の４　214号
債務者　田村　仁嗣
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成21年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第６７３号
岐阜県各務原市前渡東町８丁目264番地
債務者　木曽川流域陸砂利協同組合
代表者代表理事　本田　和男
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９２号
岐阜県山県市笹賀236番地
債務者　有限会社ハヤシコーポレーション
代表者代表取締役　早矢仕治生
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１９４号
栃木県佐野市金吹町2362番地１　第５下田ビル531、前住所栃木県佐野市植野町2052番地１　フォンテーヌＢ103
債務者　盛田　恭兵
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２９４５号
横浜市西区境之谷98番地　やまと荘202号
債務者　高城　輝子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７６号
横浜市戸塚区平戸１丁目30番１―303号
債務者　三輪　寿人
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６７７号
神奈川県藤沢市長後1215番地の１コーポ浜201
債務者　石山ロブソンこと　デ・ソウサ・ロブソン・イシヤマ
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６７８号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地32棟901号
債務者　石山アンジェラこと　ドミット・アンジェラ・イシヤマ
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８１６号
横浜市磯子区中原３丁目14番12号
債務者　千葉　嘉博
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９３４号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平13番３―102号
債務者　井上　貴志
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部